

○鹿児島県少年警察活動規程

平成14.12.20  
鹿児島県警察本部訓令第27

題名…改正〔平成20.2訓令第1〕

改正 前略…令和4.12訓令第18

鹿児島県警察少年警察活動に関する訓令（平成10年鹿児島県警察本部訓令第29号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条－第6条）

第2節 幹部の職務（第7条－第12条）

第3節 早期発見及び報告（第13条・第14条）

第2章 一般的活動

第1節 地域的な非行防止施策の推進（第15条・第16条）

第2節 街頭補導（第17条・第18条）

第3節 少年相談（第19条・第20条）

第4節 継続補導（第21条－第23条）

第5節 少年の社会参加活動等（第24条・第25条）

第6節 情報発信（第26条－第28条）

第7節 有害環境の排除（第29条・第30条）

第3章 非行少年等についての活動

第1節 非行少年に関する通則（第31条－第39条）

第2節 犯罪少年事件の捜査（第40条－47条）

第3節 触法調査（第48条－第62条）

第4節 ぐ犯調査（第63条－第72条）

第5節 不良行為少年の補導（第73条・第74条）

第4章 少年の保護のための活動

第1節 被害少年に係る活動（第75条－第77条）

第2節 福祉犯に係る活動（第78条・第79条）

第3節 要保護少年及び児童虐待に係る活動（第80条－第82条の4）

第5章 記録（第83条－第87条）

第6章 同行状及び連戻しの執行等（第88条・第89条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

（趣旨）

第1条 この訓令は、少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動（以下「少年警察活動」という。）に関し、その手続、留意事項その他必要な事項を定めるものとする。

2 少年警察活動に関しては、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）、少年法（昭和23年法律第168号）、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）、少年警察活動規則（平成14年

国家公安委員会規則第20号。以下「活動規則」という。), 少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則(平成19年国家公安委員会規則第23号。以下「警察職員の職務等に関する規則」という。), 鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)その他の法令等によるほか, この訓令の定めるところによる。

#### (用語の定義)

第2条 この訓令において, 「少年」, 「特定少年」, 「犯罪少年」, 「触法少年」, 「ぐ犯少年」, 「非行少年」, 「不良行為少年」, 「被害少年」, 「要保護少年」, 「児童虐待を受けたと思われる児童」, 「低年齢少年」及び「保護者」とは, それぞれ活動規則第2条第1号から第12号までに掲げる少年, 特定少年, 犯罪少年, 触法少年, ぐ犯少年, 非行少年, 不良行為少年, 被害少年, 要保護少年, 児童虐待を受けたと思われる児童, 低年齢少年及び保護者をいう。

2 この訓令において, 「職員」とは, 警察法第55条第1項に規定する職員をいう。

3 この訓令において, 「所属長」とは, 鹿児島県警察本部の課(所及び隊を含む。), 鹿児島県警察学校及び警察署の長をいう。

#### (少年警察活動の基本)

第3条 少年警察活動を行うときは, 次に掲げる事項を基本としてこれに当たらなければならない。

- (1) 少年の健全な育成を期する精神をもって当たるとともに, その規範意識の向上及び立ち直りに資するように配慮すること。
- (2) 少年の心理, 生理その他の特性に関する深い理解をもって当たること。
- (3) 少年の性行及び環境を深く洞察し, 非行の原因の究明や犯罪被害等の状況の把握に努め, その非行の防止及び保護をする上で最も適切な処遇の方法を講ずるようにすること。
- (4) 秘密の保持に留意して, 少年その他の関係者が秘密の漏れることに不安を抱かないように配慮すること。
- (5) 少年の非行の防止及び保護に関する国際的動向に十分配慮すること。

#### (少年補導職員)

第4条 少年警察部門(生活安全部人身安全・少年課(以下「人身安全・少年課」という。))及び警察署少年担当係をいう。以下同じ。)に, 少年相談(少年の非行の防止及び保護に関する相談をいう。以下同じ。), 継続補導(活動規則第8条第2項(活動規則第8条第5項の規定により読み替えて適用する場合並びに第13条第3項及び第14条第2項において準用する場合を含む。))の規定により行う継続的な補導をいう。以下同じ。), 被害少年に対する継続的な支援その他の特に専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動を行わせるため, 少年補導職員を置くものとする。

2 少年補導職員は, 前項に規定する少年警察活動に必要な知識及び技能を有する職員(警察官を除く。)又は非常勤職員のうちから, 警察本部長(以下「本部長」という。)が任命する。

#### (少年相談員)

第5条 少年警察部門に, 複雑な少年相談事案の処理, 少年相談を担当する職員に対する指導, 助言その他少年相談に関する専門的知識を必要とする業務に従事させるため, 少年相談員を置くものとする。

2 少年相談員は, 少年警察活動に必要な知識及び技能を有する職員(警察官を除く。)であって心理学, 教育学, 社会学その他の少年相談に関する専門的知識を有する者のうちから,

本部長が任命する。

(スクールサポーター)

第5条の2 少年警察部門に、少年の非行防止及び立ち直り支援、学校等における児童等の安全確保、非行・犯罪防止教育の支援、地域安全情報の把握と提供等のために、専門的な知識及び経験を有するスクールサポーターを置くものとする。

2 スクールサポーターは、少年警察活動に必要な専門的な知識及び経験を有する退職警察官等のうちから、本部長が任命する。

(少年サポートセンター)

第5条の3 人身安全・少年課に、少年警察活動のうち専門的な知識及び技能を必要とし、又は継続的に実施することを必要とする中心的な役割を果たすために少年サポートセンター(鹿児島県警察の組織に関する訓令(昭和52年鹿児島県警察本部訓令第2号。以下「組織訓令」という。)第14条の7に規定する少年サポートセンターをいう。以下同じ。)を置く。

2 少年サポートセンターに、少年補導職員その他の専門職員を配置する。

(関係行政機関、ボランティア等との連携)

第6条 少年警察活動は、県、市町村、教育委員会、学校、家庭裁判所、検察庁、児童相談所、福祉事務所その他の少年の健全な育成に関係する業務を行う機関(以下「関係行政機関」と総称する。)との連携と適切な役割分担の下に行うものとする。

2 少年警察活動は、少年補導員、少年指導委員、児童委員、保護司その他の少年の健全な育成のための活動を行うボランティア(以下「ボランティア」と総称する。)又は県少年警察ボランティア連絡協議会、県PTA連合会その他の少年の健全な育成のための活動を行う団体(以下「関係団体」と総称する。)との連携と適切な役割分担の下に行うものとする。

## 第2節 幹部の職務

(本部長等の職務)

第7条 本部長及び警察署長(以下「署長」という。)は、少年警察活動の重要性を認識し、その効果的な運営及び適正な実施を図るため、少年警察活動全般の指揮監督に当たるとともに、職員の合理的配置、装備資機材・施設の整備等部内の体制の確立を図るよう努めるものとする。

2 本部長及び署長は、少年警察部門とその他の警察部門との緊密な連携を保たせるとともに、警察と関係行政機関、関係団体、ボランティアその他の少年の健全な育成のための活動を行う関係者(以下これらを「関係行政機関・団体等」と総称する。)との連絡協調の促進強化を図るものとする。

3 本部長及び署長は、少年警察活動が全ての警察部門に関わる警察活動であることに鑑み、全ての職員が少年警察活動の基本を理解するよう、適切かつ効果的な教養を実施するものとする。

(所属長の職務)

第8条 所属長は、所属職員が行う少年警察活動に関し、各級幹部を的確に指揮掌握するとともに、個々の事案について、犯罪捜査規範施行細則(平成29年鹿児島県警察本部訓令第21号)に定める署長の指揮事項について指揮するほか、おおむね次に掲げる事項について自ら行うものとする。ただし、犯罪捜査規範施行細則に定める本部長が直接指揮すべき事件、事案又は事項(以下「本部長指揮事件」という。)としたものを除く。

- (1) 捜査主任官又は調査主任官を指名すること。
- (2) 少年の被疑者、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者若しくはが犯少年と認められる者又は重要な参考人の呼出し並びに面接（捜査又は調査の対象となっている少年に対する取調べ及び質問を含む。以下同じ。）の要否及び方法を決定すること。
- (3) 強制措置及びその解除の要否を決定すること。
- (4) 関係機関への送致(送付を含む。以下同じ。)又は通告（以下「送致等」という。）その他の措置を決定すること。
- (5) 関係機関への送致又は通告に際して付すべき処遇意見を決定すること。
- (6) 継続補導の要否を決定すること。
- (7) 被害少年の継続的な支援の要否を決定すること。
- (8) その他所属長が特に必要と認めること。

（警察署の幹部の職務）

第9条 警察署（警察本部の職員が少年警察活動を行う場合にあつては、当該職員の属する所属）の少年警察活動について責任のある幹部は、所属職員を指揮掌握するとともに、個々の事案について、おおむね次に掲げる事項を指揮しなければならない。ただし、本部長又は所属長が直接指揮する場合については、この限りでない。

- (1) 処遇の方針を指示し、及び処遇の担当者を指定すること。
- (2) 強制措置及びその解除の時期、場所及び方法を指示すること。
- (3) 第8条第2号に掲げる呼出し及び面接の要否、時期、場所及び方法を指示すること。

（少年補導官の職務）

第10条 少年補導官（組織訓令第4条第1項に規定する少年補導官をいう。）は、人身安全・少年課長の命を受け、おおむね次に掲げる事項について、少年警察活動に従事する職員の指導教養を行うものとする。

- (1) 少年警察活動に必要な関係法令
- (2) 少年警察活動に必要な心理学、社会学、教育学、統計学その他の専門的知識
- (3) 少年補導、環境の浄化及び少年警察広報に必要な技術
- (4) 地域的な非行防止施策の計画及び推進のための必要な技術

（少年事件指導官の職務）

第11条 少年事件指導官（組織訓令第5条の2第1項に規定する少年事件指導官をいう。）は、人身安全・少年課長の命を受け、おおむね次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 犯罪少年事件（犯罪少年に係る事件をいう。以下同じ。）のうち本部要指導事件(公判又は少年審判において立証上の問題が生じるおそれのある事件で、警察本部の指導を要するものをいう。次号において同じ。)であるもの及び触法少年事件（触法少年に係る事件をいう。以下同じ。）のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、少年警察部門に属する警察官が捜査又は調査を行うものについて、少年の特性に配慮しつつ非行事実の厳密かつ周到な立証を徹底するため、当該事件の捜査主任官、調査主任官その他の少年警察活動に従事する警察官に対し、公判又は少年審判における立証、低年齢少年の特性を踏まえた調査その他の適正な捜査又は調査の遂行のために必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 犯罪少年事件のうち本部要指導事件であるもの、本部長指揮事件又は触法少年事件のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、少年警察部門以外の部門に属する警察官が捜査又は調査を行うものについては、警察本部の当該事件主

管課と緊密な連携をとり、前号と同様の指導及び助言が的確に行われるように配慮すること。

- (3) 次条に定める少年事件選別主任者及び少年事件選別補助者に対して、少年の特性及び少年審判の特質を踏まえた捜査又は調査の指揮、措置の選別、処遇意見の決定等に関する必要な指導及び教養を行うこと。

(少年事件選別主任者等)

第12条 本部長は、少年事件指導官を少年事件選別主任者に指定するものとする。

- 2 署長は、少年事件を担当する幹部のうち適任者を少年事件選別主任者に指定するものとする。
- 3 本部長及び署長は、少年事件選別主任者を補助させるため、少年警察部門の幹部を少年事件選別補助者に指定するものとする。
- 4 所属長は、第8条第1号から第5号までに掲げる事項について自ら行う場合においては、少年事件選別主任者の意見を聴くものとする。ただし、交通法令違反又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号。以下「自動車運転死傷処罰法」という。）に規定する罪若しくは交通事故に係る刑法に規定する罪に係る犯罪少年事件又は触法少年事件については、当該少年の適正な処遇を図るため特に必要と認められるものを除き、この限りでない。
- 5 少年事件選別主任者は、前項の規定により意見を聴かれた場合は、第38条第3項各号に掲げる事項を勘案の上、同条第1項に規定する措置の選別及び同条第2項の処遇上の意見の決定に関して意見を述べるものとする。
- 6 少年事件選別主任者は、第44条第3項の規定により意見を聴かれた場合は、指紋又は掌紋（以下「指紋等」という。）の採取及び写真撮影の要否の判断に関して意見を述べるものとする。

### 第3節 早期発見及び報告

(早期発見)

第13条 非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童については、その非行の防止又は保護のため、街頭補導（活動規則第7条第1項に規定する街頭補導をいう。以下同じ。）及び少年相談を適切に実施し、並びに警察の各部門間の連携及び関係行政機関との連携を図り、これらを早期に発見するように努めるものとする。

(報告)

第14条 職員は、非行少年又は児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年若しくは児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、次に掲げる事項を所属長に報告しなければならない。

- (1) 少年の氏名、年齢及び住居
  - (2) 少年の職業及び勤務先又は在学する学校及び学年
  - (3) 保護者又はこれに代わるべき者（以下「保護者等」という。）の氏名、住居、職業及び少年との続柄
  - (4) 事案を発見した経緯及び事案の概要
  - (5) 発見者の執った措置
  - (6) その他必要と認められる事項
- 2 警察本部の所属長(人身安全・少年課長を除く。)が前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事項を人身安全・少年課長に速やかに連絡するものとする。

- 3 前2項の規定は、継続補導を要する不良行為少年又は継続支援を要する被害少年に関して準用する。この場合において、第1項中「非行少年又は児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年若しくは児童虐待を受けたと思われる児童」とあるのは「継続補導を要する不良行為少年又は継続支援を要する被害少年」と読み替えるものとする。

## 第2章 一般的活動

### 第1節 地域的な非行防止施策の推進

#### (地域的な非行防止施策)

第15条 本部長又は署長は、特に少年の非行を防止するため必要があり、かつ、適切であると認めるときは、少年の非行が多発する地域等について、当該地域内の関係行政機関・団体等、住民等の協力の下に、少年の非行を防止するための活動計画（以下「非行防止地区計画」という。）その他地域的な非行防止施策を立て、その実施に努め、又は他の機関の計画に積極的に協力するものとする。

- 2 署長は、前項の規定により非行防止地区計画を策定した場合は、本部長に報告するものとする。

#### (地域的な非行防止施策推進上の留意事項)

第16条 本部長又は署長は、非行防止地区計画を立て、及び実施する場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 地域の指定に当たっては、広すぎて効果が行きわたらないこととならないようにすること。
- (2) あらかじめ関係行政機関・団体等と密接な連絡協調のできる態勢をつくること。
- (3) 状況に応じ、非行防止地区計画を段階的に区分し、絶えずその成果を検証して同計画を改訂するなど実情に即した計画とすること。
- (4) 地域内における情報発信を特に活発に行うこと。

### 第2節 街頭補導

#### (街頭補導の効果的实施)

第17条 街頭補導は、道路その他の公共の場所、駅その他の多数の客が来集する施設又は風俗営業の営業所その他の少年の非行が行われやすい場所を重点とし、あらかじめ、日時、場所及び実施要領について計画を立て、組又は班を編成して行うなど効果的に実施するように努めるものとする。

- 2 街頭補導の実施に当たっては、必要に応じ、関係行政機関・団体等と協力して行うように配慮するものとする。

#### (街頭補導実施上の留意事項)

第18条 街頭補導に当たっては、警察手帳その他身分の証明するものを提示して自らの身分を明らかにし、相手方の権利を不当に害することのないよう注意して行うものとする。

- 2 少年から事情を聴取し、又は少年に注意、助言、指導等を行う場合は、人目につかないように配慮するものとする。
- 3 公共の場所以外の施設等で街頭補導を行うときは、当該施設等の管理者の同意を得るものとする。
- 4 関係行政機関・団体等と協力して街頭補導を行う場合は、適切な役割分担の下に行うものとする。

### 第3節 少年相談

#### (少年相談の取扱い)

- 第19条 少年又は保護者その他の関係者から少年相談を受けたときは、懇切を旨として、その内容に応じ、指導又は助言、関係行政機関への引継ぎその他適切な処理を行うものとする。
- 2 少年相談は、原則として少年警察部門において取り扱うものとし、少年警察部門以外の部門に属する職員が少年相談を受けた場合は、少年警察部門に引き継ぐものとする。ただし、当該相談を自ら処理することが適当であると認めた場合は、所属長に報告し、少年警察部門に連絡した上、自ら当該相談を処理することができる。
  - 3 前項本文の規定により少年相談に係る事案を引き継ぐ場合は、相談者に引継先、連絡方法等必要な事項を説明するものとする。

#### (少年相談実施上の留意事項)

- 第20条 少年相談は、原則として少年サポートセンター等少年警察部門の職員が配置された施設内において行うものとする。ただし、必要な場合は、関係者が落ち着いて相談のできる適当な場所に出向いて行うことができる。
- 2 少年相談に関連して、少年警察部門の所掌に属しない事案について相談を受けたときは、当該事案を担当すべき他の警察部門又は関係行政機関・団体等に引き継ぐなど、相談者の立場に立った適切な対応をするものとする。

### 第4節 継続補導

#### (継続補導の対象)

- 第21条 次に掲げる少年について、その非行の防止を図るため特に必要と認められる場合は、保護者の同意を得た上で、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるまでの間、本人に対する指導又は助言その他の補導を継続的に実施しなければならない。
- (1) 少年相談に係る少年
  - (2) 触法少年（少年法第6条の6第1項の規定により送致すべき少年又は児童福祉法第25条の規定により通告すべき少年を除く。）
  - (3) 14歳未満のぐ犯少年（児童福祉法第25条の規定により通告すべき少年を除く。）
  - (4) 不良行為少年
- 2 継続補導は、原則として少年サポートセンターに配置された少年補導職員又は警察官が実施するものとする。
  - 3 特定少年に対して継続補導を実施する場合は、本人の同意を得るものとする。

#### (継続補導の取扱い)

- 第22条 署長は、前条第1項各号に掲げる少年について、継続補導を実施する必要があると認めるときは、人身安全・少年課長に連絡するものとする。
- 2 人身安全・少年課長は、前項の規定による連絡を受けたときは、少年サポートセンターに配置された少年補導職員又は警察官に継続補導を実施させるものとする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、人身安全・少年課長が継続補導に係る少年の居住地と少年サポートセンターの所在地の距離その他の事情を勘案して、継続補導を当該警察署において実施させることが適切であると認めるときは、署長は、当該警察署の少年担当係に継続補導を実施させることができる。
  - 4 人身安全・少年課長は、少年サポートセンターにおいて取り扱った少年について、継続補導を実施する必要があると認めるときは、少年サポートセンターに配置された少年補導職員又は警察官に継続補導を実施させるものとする。ただし、当該少年の居住地を管轄する警察

署その他の警察署において継続補導を実施させることが適切であると認めるときは、当該警察署の署長に継続補導の実施を引き継ぐことができる。

- 5 第3項及び前項ただし書の規定により、警察署の職員が継続補導を実施する場合には、少年サポートセンターと緊密な連携を保ち、個別具体的な指導を受けるほか、継続補導の経過に係る一般的な報告を行い、専門的な事項について少年サポートセンターの指導を受けるものとする。
- 6 継続補導を実施した警察署にあっては、その経過及び結果を人身安全・少年課長を経て本部長に報告するものとする。

(学校関係者等との協力)

第23条 継続補導の適切な実施のため必要があるときは、保護者の同意を得た上で、学校関係者その他の適当な者と協力して実施するものとする。この場合において、少年のプライバシーに特に配慮するものとする。

- 2 少年サポートセンター指導の下、警察署の職員が継続補導を行う場合においても保護者の同意を得ておく必要がある。

#### 第5節 少年の社会参加活動等

(関係行政機関等との協力等)

第24条 広く少年の参加を得て行うボランティア活動等の社会奉仕体験活動、柔道、剣道等のスポーツ活動その他の少年の規範意識の向上又は社会の一員としての意識の涵養<sup>かんよう</sup>に資するための体験活動(以下「少年の社会参加活動等」という。)については、学校その他の関係行政機関・団体等が実施する少年の健全な育成のための活動との適切な役割分担の下に行うものとする。

(実施上の留意事項)

第25条 少年の社会参加活動等の実施に当たっては、次に掲げる警察業務の専門性を生かして、効果的に実施するものとする。

- (1) 少年の心理その他の特性に関する知見
- (2) 少年の非行を防止するための手法に関する知見
- (3) 柔道、剣道等の指導に関する能力
- (4) その他少年警察活動に関する知見及び職員の能力

#### 第6節 情報発信

(情報発信)

第26条 少年警察活動については、少年の健全な育成に関する県民の理解を深めるため、少年の非行及び犯罪被害の実態並びに少年警察活動の状況に関する情報を積極的に発信するものとする。この場合において、関係行政機関との協議会の開催、関係行政機関が開催する講習会等への協力その他の適切な方法により、少年警察活動に関する専門的な知見が関係行政機関・団体等における少年の健全な育成のための活動に反映されるよう配慮するものとする。

(基礎資料の整備活用)

第27条 少年警察活動については、情報発信の前提として、少年の非行の防止と保護を図るための施策に資するため、常に、少年警察活動に関する基礎的な資料を整備し、及び活用するように努めるものとする。

(少年の規範意識の啓発)

第28条 少年警察部門においては、少年、保護者等その他の関係者を対象とする非行防止教室の開催、薬物乱用防止教室の開催その他の適切な方法により、少年の規範意識を啓発し、並びに少年の非行及び犯罪被害を防止するよう努めるものとする。この場合において、必要に応じて、関係行政機関・団体等との協力の下に行うものとする。

#### 第7節 有害環境の排除

(有害環境の排除)

第29条 本部長及び署長は、著しく少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあり、又は著しく少年の粗暴性又は残虐性を助長し、少年の心身に有害な影響を与えると認められる書籍、雑誌その他の刊行物、図画、電磁的記録媒体、演劇、がん具、広告物、営業その他の環境（以下「有害環境」と総称する。）があることを知った場合は、法令の特別の定めによるもののほか、当該有害環境について関係のある他の機関に適切な措置を執るよう連絡するなど、少年に有害な環境の排除のための措置を執るものとする。

(民間の自主的活動に対する配慮)

第30条 本部長及び署長は、広報啓発その他の地域における民間公益活動、酒類販売業者等の事業者による顧客の年齢確認その他の民間における有害環境の少年に対する影響を排除するための自主的な活動に関し、その求めに応じ、必要な配慮を加えるものとする。

### 第3章 非行少年等についての活動

#### 第1節 非行少年に関する通則

(少年事件の捜査及び調査の担当部門)

第31条 本部長及び署長は、犯罪少年事件の捜査、触法少年事件の調査（以下「触法調査」という。）及びぐ犯少年に係る事件（以下「ぐ犯少年事件」という。）の調査（以下「ぐ犯調査」という。）については、少年の特性に配慮しつつ、個々の少年の適正な処遇に努めなければならないことに鑑み、原則として少年警察部門に担当させるものとする。ただし、次の各号の一に該当する事件の捜査及び調査については、この限りでない。

- (1) 20歳以上の被疑者を主とする事件に関連する犯罪少年事件
  - (2) 少年法第20条第2項又は第62条第2項の規定により、原則として家庭裁判所から検察官に送致されることとなる犯罪少年事件
  - (3) 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪又は死刑若しくは無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る犯罪少年事件
  - (4) 事件の内容が複雑かつ重要であり、他の部門に捜査させることが適当であると認められる犯罪少年事件
  - (5) 交通法令違反（犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号）第2条第2号に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る犯罪少年事件又は触法少年事件
  - (6) 自動車運転死傷処罰法に規定する罪又は交通事故に係る刑法に規定する罪に係る犯罪少年事件又は触法少年事件
  - (7) 少年事件処理区分の基準表（別表）に定める捜査担当係の警察官が処理する事件又は処理できる事件
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、本部長又は署長が少年警察部門以外の部門に担当させることが適切であると認める事件
- 2 本部長及び署長は、非行少年に係る事件の捜査又は調査を少年警察部門以外の部門に属す

る警察官に行わせる場合においても、少年の特性に配慮した捜査又は調査が行われるよう、少年事件選別主任者に対し、捜査又は調査の経過について常に把握させるとともに、必要があると認めるときは、少年の取調べ又は事情聴取を少年警察部門の警察官に行わせることについても配慮するほか、捜査又は調査を行う警察官に対する指導教養、助言その他の必要な支援を行わせるものとする。

(捜査又は調査に伴う措置)

第32条 非行少年については、当該少年に係る事件の捜査又は調査のほか、その適切な処遇に資するため必要な範囲において、時機を失することなく、本人又はその保護者等に対する助言、関係行政機関への連絡その他の必要な措置を執るものとする。

(年齢の確認)

第33条 非行少年に係る事件の捜査又は調査に当たっては、刑法、少年法及び児童福祉法の適用に過誤のないようにするため、特に現在及び行為時における当該少年の正確な年齢を確認するものとする。

(明らかにすべき事項)

第34条 非行少年に係る事件について捜査又は調査を行うに当たっては、おおむね次に掲げる事項について、明らかにするものとする。

- (1) 事件の存否及び態様
- (2) 事件の動機及び原因
- (3) 少年の性格、経歴、行状及び教育程度
- (4) 少年の家庭、学校及び職場の状況並びに交友関係
- (5) 少年の住居地の環境
- (6) 少年の非行の防止及び立ち直りに協力することができると認められるボランティアの有無

(関係機関との連絡等)

第35条 犯罪少年事件の捜査を行うに当たって必要があるときは、家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連絡を密にしなければならない。

- 2 触法調査又はぐ犯調査を行うに当たっては、必要に応じて調査における少年の状態等所要の事項を連絡するなど、特に家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしつつ、これを進めなければならない。

(捜査又は調査上の留意事項)

第36条 非行少年に係る事件について、捜査又は調査を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 関係機関への送致又は通告の措置を執るべきかどうかを決定し、非行少年の処遇並びに当該少年の健全な育成及び立ち直りに資するために必要な限度にとどめ、みだりに関係者のプライバシーを侵害することのないようにすること。
- (2) 少年の保護者その他少年について事情を知っていると認められる者の協力を求めること。
- (3) 先入観にとらわれ、又は推測にわたることなく、正確な資料を収集すること。
- (4) 少年の健全な育成及び被害者保護の観点から、捜査又は調査は迅速に行うこと。

(発表上の留意事項)

第37条 犯罪少年事件又は触法少年事件に関し、新聞社その他の報道機関に発表を行うときは、広報担当者（鹿児島県警察の広報業務に関する訓令（平成26年鹿児島県警察本部訓令第2号）第5条第2項に規定する広報担当者をいう。）若しくは少年警察部門の幹部又はこれらの指定する者が当たるものとする。

2 犯罪少年事件については、当該少年の氏名、住居、学校名、会社名その他その者を推知させるような事項及び当該少年の写真を新聞社その他の報道機関に発表してはならない。

ただし、特定少年のときに犯した罪に係る事件であって、当該罪により公訴を提起された者に係るもの（略式命令の請求がされたものを除く。）については、この限りでない。

その場合であっても、特定少年の健全育成及び更正の妨げとならないよう十分配慮して対応すること。

3 触法少年事件については、その性質上、報道機関への発表は、特に慎重に判断するものとし、発表する場合においては、前項の規定を準用するものとする。

(措置の選別及び処遇意見の決定)

第38条 所属長は、非行少年について、関係機関への送致等の措置を執るべきか、犯罪少年事件の送致を通常の送致又は簡易送致(犯罪捜査規範第214条の規定による送致をいう。以下同じ。)のいずれかによるべきか、送致等の措置を執る場合においてはいずれの機関に行くべきかを的確に選別するものとする。

2 非行少年に係る事件について関係機関への送致(簡易送致を除く。)又は通告の措置を執る場合は、最も適切と認められる処遇上の意見を付すものとする。

3 前2項の規定による措置の選別及び処遇上の意見の決定に当たっては、選別票（別記第1号様式）を作成し、おおむね次に掲げる事項を勘案して行わなければならない。この場合において、第3号に掲げる事項については、捜査又は調査の結果に基づき客観的に判断するものとする。

(1) 事案の態様

(2) 非行の原因及び動機

(3) 当該少年の再非行のおそれ

(4) 当該少年の保護者の実情、非行の防止及び立ち直りに向けての保護者の方針及び意向並びに関係行政機関・団体等の意見等

4 犯罪少年事件における通常の送致と簡易送致の選別に当たっては、罪種や被害の程度等の形式的な要件のみで判断することなく、犯罪の原因及び動機、当該少年の性格、行状、家庭の状況及び環境等から再犯のおそれ等を総合的に判断するものとする。

(送致又は通告に関する留意事項)

第39条 非行少年の関係機関への送致等に当たっては、必要に応じ、当該少年及びその保護者等に対して、送致等の趣旨について説明するとともに、今後特に留意すべき事項について助言するものとする。この場合において、在宅のまま送致等する少年について、将来における非行のおそれが大きいと認められるときは、速やかに少年法又は児童福祉法の規定による措置が執られるように送致等先の機関に対してその旨を連絡するものとする。

第2節 犯罪少年事件の捜査

(犯罪少年事件の捜査の基本)

第40条 犯罪少年事件の捜査については、家庭裁判所の審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって当たらなければならない。

- 2 捜査に当たっては、少年の特性を考慮し、特に他人の耳目に触れないようにし、取調べの言動に注意するなど温情と理解をもって当たり、少年の心情を傷つけないように努めなければならない。

(呼出し上の留意事項)

- 第41条 捜査のため、少年の被疑者（以下この条（第4項を除く。）、次条（第3項を除く。）、第43条、第44条及び第47条において「少年」という。）、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状の送付その他適当な方法により、出頭すべき日時、場所、要件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。この場合において、少年又は重要な参考人の呼出しについては、本部長又は署長に報告し、その指揮を受けなければならない。
- 2 捜査のために少年を呼び出す場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。特定少年の被疑者を呼び出すときも同様である。ただし、連絡することにより、保護者と少年との信頼関係を損なうおそれがあるとき、当該少年が虐待を受けるおそれがあるとき、就業先を解雇されるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるとき、その他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。
  - 3 捜査のために少年を呼び出す場合においては、呼出しを受ける者の心情を理解するとともに、呼出しを行う場所、時期、時間、方法等について配慮し、次の各号に掲げる事項について、少年が無用な不安を抱かないよう配慮するものとする。
    - (1) 学校又は職場に直接呼出しの連絡をすることは、できる限り避けること。
    - (2) 少年の授業中又は就業中に呼び出すことは、できる限り避けること。
    - (3) 制服を着用した警察官が呼出しに行くことは、できる限り避けること。
    - (4) 警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合には、警察職員が家庭に出向くことや、警察施設以外の適当な場所に呼び出すことにも配慮すること。
    - (5) 呼出しは、保護者等の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるように努めること。
  - 4 捜査のために被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合においては、前3項に掲げる事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するように努めるなど少年の心情に配慮するものとする。
  - 5 捜査のために少年の保護者等を呼び出す場合においては、当該保護者等が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮するものとする。
  - 6 少年の被疑者その他の関係者に対して任意出頭を求める場合には、呼出簿（犯罪捜査規範別記様式第8号）に所要事項を確実に記載して、その経過を明らかにしなければならない。

(取調べ上の留意事項)

- 第42条 少年の取調べを行う場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。特定少年の被疑者の取調べを行うときも同様である。ただし、連絡することにより、保護者と少年との信頼関係を損なうおそれがあるとき、当該少年が保護者から虐待を受けるおそれがあるとき、就業先を解雇されるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。
- 2 少年の取調べを行う場合においては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
    - (1) 取調べの場所は、事務室等一般人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所とすること。
    - (2) 取調べの時刻は、できる限り、少年の授業中若しくは就業中又は夜間遅い時刻を避けるとともに、長時間にわたらないようにすること。
    - (3) やむを得ない場合を除き、少年と同道した保護者その他適切な者を立ち合わせる。

- (4) 少年の年齢、性別、性格、知能、職業等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。
  - (5) 少年の話の良い聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立ち直りに資するように努めること。
  - (6) 取調べを終えるに当たっては、少年、保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、少年、保護者等の不安を除去し、信頼を得られるように努めること。
- 3 被害者その他の参考人として少年と面接するときは、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するように努めるなど少年の心情に配慮するものとする。

#### (強制措置等の制限)

第43条 少年については、できる限り、逮捕、留置その他の強制の措置を避けるものとする。

- 2 逮捕、留置その他の強制の措置を決定し、又はこれらの強制の措置を執行する場合は、おおむね次に掲げる事項に留意するものとする。
  - (1) 少年の年齢、性格、非行歴、犯罪の態様、留置の時刻等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断すること。
  - (2) 留置する場合は、少年法第49条第1項及び第3項の規定に基づき、20歳以上の者と分離し、かつ、原則として各別に収容すること。ただし、少年法第20条第1項又は第62条第1項の規定に基づく検察官への逆送の決定があった特定少年の被疑事件の被疑者に対しては、当該事件に係る留置に限って20歳以上の者との分離に関する規定を適用しない。
  - (3) 留置したときは、特定少年であるか否かにかかわらず、原則として速やかにその保護者等に連絡すること。
  - (4) 強制の措置を執行する時期、場所、方法等について慎重に配慮し、当該少年の心情を傷つけることのないようにすること。

#### (指紋等の採取及び写真撮影)

第44条 犯罪少年についての指紋等の採取及び写真の撮影は、身体の拘束を受けていない少年については、犯罪捜査のため必要やむを得ない場合で、本人の承諾を得たときに限り行うものとし、併せて少年の心情を傷つけることのないよう、その時期、場所、方法等について慎重に配慮するなどして行うものとする。特定少年の被疑者についても同様とする。

- 2 触法少年については、指紋等を採取し、又は写真を撮影してはならない。ただし、触法事案の現場等に残された指紋等との対照又は写真面割りによって、その少年が当該刑罰法令に触れる行為をしたものであることを特定するために必要やむを得ない場合において、少年及び保護者等の承諾を得たときは、この限りでない。
- 3 前2項の規定により指紋等の採取及び写真の撮影の要否を決定しようとする場合は、少年事件選別主任者の意見を聴かなければならない。
- 4 ぐ犯少年又は不良行為少年については、指紋等を採取し、又は写真を撮影してはならない。

#### (親告罪等に関する措置)

第45条 親告罪である少年の犯罪について、被害者その他告訴することができる者（以下この条において「被害者等」という。）が告訴しないことが明らかになった場合であっても、将来における非行の防止上必要があると認めるときは、犯罪少年に係る事件として関係機関に送致することを考慮して所要の措置を執るものとする。特定少年の被疑者についても同様

とする。

- 2 前項の場合において、みだりに被害者等呼び出すなど、被害者等の心情に反する措置を執ることを避けるものとする。この場合において、当該少年に係る事件を送致するときは、被害者等が送致先の機関によってみだりに呼び出されることのないよう当該機関に連絡することに留意するものとする。
- 3 前2項の規定は、少年が親族であるため刑の免除される罪又は請求を待つて論ずる罪を犯した場合に関して準用する。

(少年に所持させることが不適當な物件の措置)

第46条 犯罪少年事件の捜査に当たって、少年の非行の防止上所持させておくことが適當でないと認められる物件を当該少年が所持しているのを発見したときは、法令の規定により押収する場合を除き、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど、当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等をするものとする。この場合において、受領書（別記第2号様式）を徴するなど物件の措置のてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。

(余罪の捜査)

第47条 少年に関する余罪の捜査に当たっては、当該少年の内省を促し、その立ち直りを図るとともに、将来における非行のおそれの判断に資するように配慮しなければならない。この場合において、余罪の捜査は、迅速かつ的確に行わなければならない。

### 第3節 触法調査

(触法調査の基本)

- 第48条 触法調査については、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない。
- 2 少年の適正な処遇を図るためには、非行事実を解明することが前提であり、個々の触法調査においては、低年齢少年の特性に配慮しつつ、搜索、差押え等の権限を適正に行使し、非行事実の解明等を的確に行わなければならない。
  - 3 触法調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性（少年が非行から立ち直る可能性をいう。以下同じ。）に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することに鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意するなど温情と理解をもって当たり、少年の心情と早期の立ち直りに配慮しなければならない。

(触法調査を行うことができる警察職員)

第49条 本部長は、少年補導職員のうちから、次に掲げる事項に関する教育訓練を受け、専門的知識を有する者と認められる者を少年法第6条の2第3項に規定する警察職員（次項において「警察職員」という。）として指定することができる。

- (1) 可塑性に富むことその他の低年齢少年一般の特性
  - (2) 発達障害その他の特別な事情を持つ少年の特性
  - (3) 低年齢少年の特性を踏まえた質問その他の調査要領
- 2 前項に規定する警察職員は、調査主任官その他の上司である警察官の命を受け、事件の原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査を行うことができる。

(調査主任官)

第50条 本部長又は署長は、個々の触法調査につき、調査主任官（触法）指名簿（別記第3号様式）により調査主任官を指名し、次に掲げる職務を行わせるものとする。

- (1) 調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担を定めること。
  - (2) 押収物及びその換価代金の出納を承認し、これらの保管の状況を常に把握すること。
  - (3) 調査方針を立てること。
  - (4) 調査に従事する者に対し、調査の状況に関し報告を求めること。
  - (5) 調査の適正な遂行及び当該調査に係る少年の自殺その他の事故の防止について調査に従事する者に対する指導教養を行うこと。
  - (6) 家庭裁判所，児童相談所，学校その他の関係機関との連絡調整を行うこと。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、本部長又は署長から特に命ぜられた事項
- 2 本部長又は署長は、前項の規定により調査主任官を指名する場合には、当該事件の内容並びに所属の職員の調査能力、知識経験及び職務遂行の状況を勘案し、同項に規定する職務を的確に行うことができると認められる者を指名しなければならない。
- 3 調査主任官が交代する場合には、関係書類、証拠物等の引継ぎを確実に行うとともに、調査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の調査に支障を来すことのないようにしなければならない。

（付添人の選任等）

第51条 触法少年であると疑うに足りる相当な理由のある者（以下次条（第4項を除く。）、第53条（第4項を除く。）、第55条、第59条、第60条及び第61条において「少年」という。）又は保護者に対しては、少年法第6条の3に規定する付添人に関する制度について分かりやすく説明するほか、必要に応じて関係行政機関・団体等についての紹介、助言等を行うことに配慮するものとする。

- 2 少年法第6条の3に規定する付添人の選任については、付添人を選任することができる者（少年又は保護者）又は付添人から両者が連署した付添人選任届（活動規則第19条の規定による。以下「選任届」という。）を差し出させるものとする。この場合において、選任届を受理した者は、当該事件の調査に従事している警察官に対し、当該選任届を確実に引き継がなければならない。

（呼出し上の留意事項）

第52条 触法調査のため、少年、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。この場合において、少年又は重要な参考人の呼出しについては、本部長又は署長に報告してその指揮を受けなければならない。

- 2 少年を呼び出す場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が保護者から虐待を受けるおそれが著しいとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれが著しいときその他連絡することが当該少年の福祉上著しく不適當であると認められるときは、この限りでない。
- 3 少年を呼び出す場合においては、次の各号に掲げる事項に留意し、少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するものとする。
- (1) 夜間に呼び出すことは、やむを得ない場合を除き避けること。
  - (2) 制服を着用した警察官が呼出しに行くことは、やむを得ない場合を除き避けること。
  - (3) 学校に直接呼出しの連絡をすることは、できる限り避けること。
  - (4) 少年の授業中に呼び出すことは、できる限り避けること。
  - (5) 警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合には、調査に従事する職員が

家庭へ出向くことや、警察施設以外の適当な場所に呼び出すことにも配慮すること。

- (6) 呼出しは、保護者等の納得を得て行うように努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるように努めること。
- 4 触法調査のために被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合においては、前3項に掲げる事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するように努めるなど少年の心情に配慮するものとする。
- 5 触法調査のために少年の保護者等を呼び出す場合においては、当該保護者等が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮するものとする。
- 6 少年、保護者等又は参考人を呼び出す場合には、呼出簿（少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号。以下「警察庁訓令」という。）別記様式第40号）に所要事項を確実に記載して、その処理の経過を明らかにしておくなければならない。

#### （質問上の留意事項）

- 第53条 少年に対して質問を行う場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が保護者から虐待を受けるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。
- 2 少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者その他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする。
  - 3 少年の質問を行う場合においては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
    - (1) 質問に当たっては、やむを得ない場合を除き、夜間に質問すること及び長時間にわたり質問することは避けなければならないこと。
    - (2) 質問の場所は、事務室等一般人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所とすること。
    - (3) 質問に当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。
    - (4) 質問に当たっては、少年の話の良い聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立ち直りに資するよう努めること。
    - (5) 質問に当たっては、少年に対し、自己の意思に反して供述する必要がない旨を当該少年の年齢等に応じて分かりやすく告げること。
    - (6) 質問を終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるように努めること。
  - 4 被害者その他の参考人として少年に質問するときは、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するように努めるなど少年の心情に配慮するものとする。

#### （捜査手続との区別）

- 第54条 低年齢少年の刑罰法令に触れる行為については、刑法上犯罪が成立せず、当該少年の当該行為につき、逮捕及び捜査としての捜索、差押え若しくは検証を行い、又は当該少年を被疑者として取調べを行うなど、捜査の手続によってその事件を取り扱うことはできない。ただし、触法少年事件であると断定できない段階では、事案の真相を明らかにするための捜

査を尽くすものとする。

- 2 前項の場合において、特に殺人、強盗等の重要な事件については、明らかに低年齢少年による行為と認められる場合であっても、共犯関係にある者が存在する可能性があることに留意するものとする。

(強制の措置等)

第55条 触法調査に係る搜索、差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状の請求については、活動規則第21条の規定によるものとする。

- 2 触法調査においては、できる限り、強制の措置を避けるものとし、強制の措置を決定する場合には、少年の年齢、性格、非行歴、事件の内容等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断するとともに、執行の時期、場所、方法等について慎重に配意し、少年の心情を傷つけることのないよう配意するものとする。

(還付公告等)

第56条 少年法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法第499条に規定する押収物の還付に関する公告は、警察職員の職務等に関する規則第2条の定めるところにより、押収物還付公告(別記第4号様式)を14日間掲示することにより行うものとする。

- 2 前項の還付公告を行った場合は、押収物還付公告管理簿(別記第5号様式)に記載し、そのてん末を明らかにするとともに、当該押収物の保管期間が満了するまで権利者(所有者)の調査を徹底するものとする。
- 3 公告をしたときから6か月以内に還付の請求がないときは、その物は、県に帰属する。この場合において、鹿児島県会計規則(昭和62年鹿児島県規則第30号)に定める手続により、現金・物品引渡書(別記第6号様式)、現金県帰属調書(別記第7号様式)及び物品県帰属調書(別記第8号様式)により県に引き渡すものとする。
- 4 本部長又は署長は、前項の期間内においても、価値のない物は、これを廃棄し、保管に不便な物は、鹿児島県契約規則(昭和50年鹿児島県規則第23号)に定める手続により、これを公売してその代価を保管することができる。この場合において、犯罪捜査規範第113条第1項に定める事項に注意するとともに、廃棄処分書(警察庁訓令別記様式第42号)又は換価処分書(警察庁訓令別記様式第43号)を作成しておかなければならない。

(強制捜査の後に触法少年事件であることが判明した場合の措置)

第57条 逮捕した少年の行為が14歳未満のときのものであることが明らかになった場合は、直ちに釈放しなければならない。

- 2 前項の規定により、身柄を釈放する場合においては、逮捕手続書及び弁解録取書を作成し、逮捕手続の過程を明確にするほか、釈放の理由を捜査報告書等により明らかにしておくものとする。この場合において、逮捕手続書に、既に釈放した旨を記載するものとする。
- 3 第1項の規定により、緊急逮捕した少年の身柄を釈放した場合は、犯罪捜査規範第120条第3項の規定により逮捕状を請求しなければならない。
- 4 搜索等により証拠品を差し押さえた後、触法少年事件であることが判明した場合は、直ちに証拠品の還付手続を開始しなければならない。この場合において、還付手続中又は還付した物件を引き続き必要とする場合は、第55条の規定により措置するものとする。
- 5 被疑者の年齢が判明しなかったため、既にその事件について逮捕、搜索、差押え等の令状の発付を得ている場合、捜査の過程において触法少年事件であることが判明したときは、速やかに、当該令状を発付した裁判官に返還するものとする。この場合において、触法調査のための搜索、差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状の発付を得る必要が

あるときは、改めて当該令状を請求するものとする。

(児童相談所への送致)

第58条 触法調査の結果、当該事件を児童相談所長に送致し、又は通告する場合については、活動規則第22条、第23条及び第24条の定めるところにより行うものとする。この場合においては、家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしつつ、これを進めなければならない。

(児童相談所への通告)

第59条 触法調査の過程において、当該少年が要保護児童であり、児童相談所に通告する必要があると認められた場合は、児童通告書（警察庁長訓令別記様式第37号）により児童相談所に通告するものとする。ただし、急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は、電話又は口頭により当該書面の記載事項を連絡することをもって通告し、その内容を記載した児童通告通知書（警察庁訓令別記様式第37号の2）を事後に送付することとしても差し支えない。

(少年の一時保護に係る留意事項)

第60条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、少年を一時保護する場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 保護にふさわしい部屋を使用するものとし、鍵をかける場合は、少年の行動範囲がなるべく広くなるよう配慮すること。この場合において、一時保護に留置施設を使用してはならない。
- (2) 少年が負傷し、自殺し、又は保護から逃れることがないように注意するとともに、少年が火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意すること。
- (3) 速やかに保護者等に一時保護した旨を連絡すること。ただし、児童虐待を受けた児童を一時保護した場合において、児童虐待の防止に関する法律第12条第3項の規定により、児童相談所長が当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしないこととしたときは、この限りでない。

(少年に所持させることが不適当な物件の措置)

第61条 触法少年事件の証拠物並びに少年法第24条の2第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する物件のほか、非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を少年が所持していたときは、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど、当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等を行わなければならない。この場合において、受領書を徴するなど物件の措置のてん末を明らかにする措置を講じるものとする。

(指導教養)

第62条 本部長及び署長は、触法調査に従事する者に対し、低年齢少年の特性その他の職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導教養を定期的に行うものとする。

- 2 本部長及び署長は、当該指導教養を実施する警察官等の専門性の向上、教養資料の整備・活用、学識経験者等による講義の実施等に努めるものとする。

第4節 ぐ犯調査

(ぐ犯調査の基本)

第63条 犯罪の捜査，触法調査，少年相談その他の活動において，ぐ犯少年と認められる者を発見した場合は，少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き，少年の健全な育成を期する精神をもって，これに当たらなければならない。

2 ぐ犯調査を行うに当たっては，少年の心理，生理その他の特性に鑑み，特に他人の耳目に触れないようにし，少年に対する言動に注意するなど温情と理解をもって当たり，その心情を傷つけないように努めなければならない。

3 低年齢少年に係るぐ犯調査を行うに当たっては，特に低年齢少年が精神的に未成熟であり，可塑性に富むこと，迎合する傾向にあること等の特性を有することに鑑み，少年の心情と早期の立ち直りに配慮しなければならない。

（ぐ犯調査を行うことができる警察職員）

第64条 第49条第1項の規定により本部長が指定した警察職員は，上司である警察官の命を受け，ぐ犯調査を行うことができる。

2 本部長は，前項に定める警察職員がぐ犯調査を行うに当たり，当該警察職員に対し，ぐ犯調査に係る職務の遂行に必要な指導教養をあらかじめ行うものとする。

（調査主任官）

第65条 本部長又は署長は，調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担の決定，関係機関との連絡調整その他の適正な調査の遂行並びに管理のために必要な職務を行わせるため，個々のぐ犯調査につき，調査主任官（ぐ犯）指名簿（別記第9号様式）により調査主任官を指名するものとする。

2 本部長又は署長は，前項の規定により調査主任官を指名する場合には，当該事件の内容並びに所属の職員の調査能力，知識経験及び職務遂行の状況を勘案し，同項に規定する職務を的確に行うことができると認められる者を指名しなければならない。

3 調査主任官が交代する場合には，関係書類等の引継ぎを確実に行うとともに，調査の状況その他必要な事項を明らかにし，事後の調査に支障を来すことのないようにしなければならない。

4 調査主任官は，事件の調査の状況を詳細に把握するとともに，少年の特性に対する深い理解をもって職務に当たるものとする。

（呼出し・質問上の留意事項）

第66条 ぐ犯調査のため，ぐ犯少年，保護者又は参考人を呼び出すに当たっては，電話，呼出状の送付その他適当な方法により，出向くべき日時，場所，用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。この場合において，ぐ犯少年又は重要な参考人の呼出しについては，本部長又は署長に報告してその指揮を受けなければならない。

2 ぐ犯少年を呼び出し，質問するに当たっては，当該少年の保護者等に連絡するものとする。ただし，連絡することにより，当該少年が保護者から虐待を受けるおそれが著しいときその他連絡することが当該少年の福祉上著しく不相当であると認められるときは，この限りでない。

3 ぐ犯少年を呼び出し，質問するに当たっては，当該少年の心情を理解するとともに，呼出しを行う場所，時期，方法等について配慮し，少年が無用な不安を抱かないよう配慮するものとする。

4 ぐ犯少年を呼び出すに当たっては，保護者等の納得を得て行うように努めるとともに，必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど，協力と信頼を得られるように努めること。

5 ぐ犯少年，保護者等又は参考人を呼び出す場合には，呼出簿（警察庁訓令別記様式第40

号)に所要事項を確実に記載して、その処理の経過を明らかにしておかなければならない。

6 ぐ犯調査のための呼出し及び質問については、本条に規定するもののほか、その性質に反しない限り、第52条及び第53条の例によるものとする。

(低年齢少年に係るぐ犯調査における配慮)

第67条 低年齢少年に係るぐ犯調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することに鑑み、少年の心情と早期の立ち直りに配慮しなければならない。

- 2 低年齢少年であってぐ犯少年と認められる者(以下この項及び次項において「少年」という。)を呼び出し、質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するとともに、やむを得ない場合を除き、夜間に呼び出し、質問すること、長時間にわたり質問すること及び他人の耳目に触れるおそれがある場所において質問することを避けなければならない。
- 3 少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者その他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする。
- 4 低年齢少年に係るぐ犯調査のための呼出し及び質問については、前2項に規定するもののほか、第52条及び第53条の例によるものとする。

(ぐ犯少年の送致又は通告)

第68条 ぐ犯調査の過程において、少年が要保護児童であると認められたときは、児童通告書により通告するものとする。ただし、急を要し児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は、口頭又は電話により当該書面の記載事項を連絡することをもって通告し、その内容を記載した児童通告通知書を事後に送付することとしても差し支えない。

- 2 ぐ犯調査の結果、ぐ犯少年事件を送致し、又は通告する場合には、活動規則第33条の定めるところにより行うものとする。
- 3 事件の送致又は通告に当たっては、家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしつつ、これを進めなければならない。

(ぐ犯少年についての緊急措置)

第69条 ぐ犯少年として家庭裁判所の審判に付すべきであると認められる少年が緊急に保護しなければならない状態にあって、その補導上必要があると認められる場合においては、電話その他の方法により、直ちに家庭裁判所にその状況を通報するものとする。

- 2 ぐ犯少年に対して少年法第13条第2項の規定により同行状を執行した場合において、警察署に留め置く必要があるときは、一時保護に準じて取り扱うものとし、第60条各号に掲げる事項に留意するものとする。

(ぐ犯少年の一時保護に係る留意事項)

第70条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、ぐ犯少年を一時保護する場合においては、第60条各号に掲げる事項に留意するものとする。

(ぐ犯少年に所持させることが不適当な物件の措置)

第71条 非行の防止上所持させておくことが適当でないと思われる物件をぐ犯少年が所持していることを発見したときは、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該少年に廃棄させる等当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等をするも

のとする。この場合においては、預り書(別記第10号様式)、任意差出書(別記第11号様式)及び受領書を徴するなど物件の措置のてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。

(指導教養)

第72条 本部長及び署長は、ぐ犯調査に従事する者に対し、少年の心理その他の職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導教養を定期的に行い、当該者の調査能力の向上に努めるものとする。

2 本部長及び署長は、当該指導教養を実施する警察官等の専門性の向上、教養資料の整備・活用、学識経験者等による講義の実施等に努めるものとする。

第5節 不良行為少年の補導

(少年補導票の作成及び報告)

第73条 不良行為少年を発見した場合において、活動規則第14条第1項に規定する保護者又は関係者への連絡を行うことが必要であると認めるときは、別に定める手続により少年補導票を作成し、所属長に報告するものとする。この場合において、警察本部の所属長が報告を受けたときは、当該所属長は、当該少年補導票に記載された不良行為少年の住居地を管轄する署長に当該少年補導票を引き継ぐものとする。

(不良行為少年に対する継続補導)

第74条 不良行為少年について、必要と認められる場合には、保護者の同意を得た上で、継続補導を実施するものとする。ただし、特定少年の不良行為少年に対して継続補導を実施する場合には、保護者の同意に代えて本人の同意を得るものとする。

2 不良行為少年に対して継続補導を実施する場合には、第2章第4節の定めるところにより実施するほか、少年に対する言葉遣い等に配慮するものとする。

第4章 少年の保護のための活動

第1節 被害少年に係る活動

(被害少年に対する支援)

第75条 被害少年については、適切な助言、関係行政機関の紹介、再び被害にあうことを防止するための助言又は指導を行うなど、必要な支援を実施するものとする。

2 少年が犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた場合、その心身に与える影響が大きく、特別な配慮が必要であることから、被害少年に対する支援の実施に当たっては、必要に応じて、被害者支援部門との連携に留意するものとする。

(被害少年に対する継続的な支援)

第76条 前条に定めるもののほか、被害少年について、その精神的打撃の軽減を図るため特に必要と認められるときは、保護者等の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言その他の継続的な支援を実施するものとする。

2 前項の規定による支援を行うに当たっては、カウンセリングアドバイザーその他臨床心理学、精神医学等の専門家の助言を受けるなどして、被害少年の特性に留意するものとする。

3 第23条の規定は、被害少年に対する継続的な支援に関して準用する。

4 警察署において、被害少年に対する継続的な支援を実施する場合には、その経過及び結果を人身安全・少年課長を経て本部長に報告するとともに、少年サポートセンターと緊密な連携を保ち、専門的な事項について少年サポートセンターの指導を受けるものとする。

(発表上の留意事項)

第77条 少年が被害者である事件について、新聞社その他の報道機関に発表を行うときは慎重に判断し、被害少年のプライバシーに十分に配慮しなければならない。

第2節 福祉犯に係る活動

(福祉犯の取締り)

第78条 福祉犯(活動規則第37条に規定する福祉犯をいう。以下同じ。)事件を認知した場合は、時機を失することなく、捜査を行うものとする。

- 2 本部長及び署長は、少年警察部門以外の部門に属する警察官が行う福祉犯事件の捜査に関し、少年警察部門に属する警察官が捜査し、又は調査している事件と密接な関係がある場合は、必要に応じ、少年警察部門に属する警察官に捜査させるよう配慮するものとする。

(福祉犯の被害少年の保護等)

第79条 福祉犯の被害少年については、当該福祉犯に係る捜査、被害少年への支援のほか、当該少年が再び被害に遭うことを防止するため保護者、学校関係者その他の関係者に配慮を求めるものとする。

- 2 本部長及び署長は、同種の福祉犯の発生を防止するため必要と認められるときは、関係行政機関に対して連絡し、関係者による再発防止のための取組を促し、又は地域住民に対する広報啓発を行うなど、必要な措置を執るものとする。

第3節 要保護少年及び児童虐待に係る活動

(要保護少年の通告等)

第80条 18歳未満の要保護少年について、少年に保護者がいないとき、又は保護者に監護させることが不相当であると認められるときは、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所へ送付するものとする。

- 2 口頭による通告については、電話等を含むものとし、児童福祉法第25条第1項の規定による通告であることを告げ、児童通告書の記載事項を確実に伝達するとともに、時期を失することなく児童通告通知書を当該児童相談所に送付するものとする。
- 3 児童通告書及び児童通告通知書の送付については、各児童相談所との合意の下、電子メールの送信その他適当な方法によることとして差し支えない。ただし、この場合においては、警察における情報セキュリティに関する訓令(平成15年警察庁訓令第3号)及び鹿児島県警察における情報セキュリティに関する訓令(平成16年鹿児島県警察本部訓令第6号)に定められた情報セキュリティに関する事項を遵守するものとする。
- 4 前項の通告を必要としない要保護少年についても、その保護者に対する助言、学校への連絡その他の必要な措置を執るものとする。

(要保護少年の一時保護)

第81条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、要保護少年を一時保護する場合においても、第60条各号に掲げる事項に留意するものとする。

(児童虐待)

第82条 児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童の安全確保を最優先とした対応の徹底を図るとともに、被害児童の保護に向けた関係機関との連携の強化、厳正な捜査と被害児童等の心情や特性に配慮した聴取、被害

児童に対するカウンセリング等の支援、人身安全・少年課への情報の集約と組織としての的確な対応を執るものとする。

- 2 児童虐待の再発を防止するために、保護者に対する助言、学校への連絡等必要な措置を執るものとする。

(児童虐待を受けたと思われる児童の通告等)

第82条の2 児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所へ送付するものとする。

- 2 第80条第2項及び第3項の規定は、児童虐待を受けたと思われる児童に係る口頭による通告並びに児童通告書及び児童通告通知書の送付する場合に準用する。
- 3 児童虐待の事実が必ずしも明らかでない場合であっても、児童虐待を受けたと思われる場合には、児童の早期保護のため、幅広く児童相談所に通告するものとする。

(児童虐待を受けたと思われる児童の一時保護)

第82条の3 児童福祉法第33条の規定により、児童相談所長の委託を受けて児童虐待を受けたと思われる児童を一時保護する場合においても、第60条に掲げる事項に留意するものとする。

(関係機関との連携)

第82条の4 児童虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携の下、当該児童に対するカウンセリング、保護者に対する助言又は指導その他の当該児童に対する支援を的確に実施するものとする。

- 2 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第10条の規定による援助の求めがあった場合においては、その求めをした者との適切な役割分担の下、必要な措置を執るものとする。

## 第5章 記録

(少年事件処理簿等)

第83条 少年警察部門に、触法少年及びぐ犯少年の適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年事件処理簿（警察庁訓令別記様式第44号）を備え、調査の指揮及び事件の送致又は通告その他の事件処理の経過を記載するものとする。この場合において、特に第8条第1号から第5号までに掲げる事項を明らかにしておくものとする。

- 2 犯罪少年事件に係る記録については、犯罪捜査規範第201条に定めるところにより、犯罪事件処理簿を作成しなければならない。

(少年事案処理簿)

第84条 少年警察部門に、少年事案処理簿（別記第12号様式）を備え、児童相談所への通告が必要と認められる個々の要保護少年ごとに、事案の処理の経過を明らかにしておくものとする。この場合において、特に第8条第6号及び第7号に掲げる事項を明らかにしておくものとする。

- 2 不良行為少年に対して、継続補導を実施した場合においては、その処理の経過を少年事案処理簿に明らかにしておくものとする。
- 3 福祉犯等の被害少年のうち、継続的な支援が必要であると判断した少年については、その判断に至った経緯や支援の経過等を少年事案処理簿に明らかにしておくものとする。
- 4 児童虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所への通告や事案の処理経過を少

年事案処理簿に明らかにしておくものとする。

(呼出簿)

第85条 少年警察部門に、呼出簿（警察庁訓令別記様式第40号）を備え、第52条及び第66条の定めるところにより、触法調査及びぐ犯調査のための呼出しを行う場合は、その処理の経過を明らかにしておくしなければならない。

(令状請求簿)

第86条 少年警察部門に、令状請求簿（警察庁訓令別記様式第45号）を備え、第55条第1項の令状を請求したときは、請求の手續、発付後の状況等を明らかにしておくしなければならない。

(少年カード)

第87条 少年の処遇を担当する者は、送致又は通告の措置を執った非行少年（交通法令違反又は自動車運転死傷処罰法に規定する罪若しくは交通事故に係る刑法に規定する罪に係る非行少年を除く。）及び所属長が必要と認めた少年について、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年カード（別記第13号様式）を作成するものとし、当該少年の居住地を管轄する警察署（以下「居住地警察署」という。）において保管するものとする。

- 2 居住地警察署以外の所属において少年カードを作成した場合は、当該所属の長は、少年カードの原本を居住地警察署の署長に送付し、必要に応じ、その写しを保管するものとする。
- 3 前項の場合において、居住地警察署が他の都道府県警察（北海道警察については、他の方面を含む。）の警察署であるときは、警察本部を通じて送付するものとする。

## 第6章 同行状及び連戻しの執行等

(同行状の執行等)

第88条 少年法第13条又は第26条の規定により家庭裁判所から同行状の執行を求められ、これを執行する場合においては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 同行状を本人に示して、できる限り速やかに指定された場所に同行すること。
- (2) 同行状を所持していないためこれを示すことができない場合において、急を要するときは、前号の規定にかかわらず、その少年に対し審判に付すべき理由及び同行状が発せられている旨を告げて執行すること。ただし、同行状は、できる限り速やかにこれを示すこと。
- (3) 同行状を執行した場合において、夜間、遠隔地等のため、少年を直ちに指定の場所へ同行することができないときは、一時その少年を監視可能な適当な部屋において監視すること。
- (4) 同行状を執行したときは、同行状に執行の場所及び年月日を記載し、執行不能のときは、その理由を記載して記名押印すること。
- (5) 同行状を執行したとき、又は執行が不能であったときは、執行を指揮した裁判官に当該同行状を差し出すこと。

(連戻しの執行等)

第89条 少年院法（昭和23年法律第169号）第14条及び第17条の規定により少年院又は少年鑑別所の長から逃走者の連戻しの要請に応じて援助を行った警察官は、少年院等逃走者手配処理簿（別記第14号様式）に、その経過を明らかにしておくものとする。

- 2 連戻しに着手した警察官は、連戻着手報告書（別記第15号様式）を作成し、これを所属長に提出するものとする。

- 3 警察官が連戻しに着手した場合において、連れ戻す場所が遠隔地にあるなどやむを得ない事情があるときには、少年を最寄りの少年鑑別所又は拘置監（留置施設を含まない。以下「少年鑑別所等」という。）に仮に収容することとし、当該少年鑑別所等へ連行するものとする。この場合において、少年の身柄は、当該少年鑑別所等において、担当職員に引き渡すものとする。
- 4 前項の場合において、警察官が連戻状を所持しないで連戻状による連戻しに着手したとき、又は連戻状によらない連戻しに着手したものであるときは、連戻着手報告書の謄本を引渡先に交付するものとする。

#### 附 則

- 1 この訓令は、平成15年1月1日から施行する。
- 2 少年サポートセンターの設置に関する訓令（平成11年鹿児島県警察本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成19.3.23訓令11）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19.5.30訓令18）

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成20.2.28訓令1抄）

- 1 この訓令は、平成20年3月24日から施行する。

附 則（平成23.3.17訓令12）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27.6.8訓令16）

この訓令は、平成27年6月8日から施行する。

附 則（令和2.3.19訓令13）

この訓令は、令和2年3月23日から施行する。

附 則（令和4.12.23訓令18）

- 1 この訓令は、令和5年1月1日から施行する。

経過措置

- 2 この訓令の施行前に改正前の訓令の規定によってした手続その他の行為であって、改正後の訓令の規定に相当の規定があるものは、改正後の訓令の相当の規定によってしたものとみなす。

附 則（令和6.1.24訓令1）

この訓令は、令和6年2月1日から施行する。

別表第1

少年事件処理区分の基準表

区分 体制	少年担当係の警察官 が処理する事件	少年担当係の警察官と 捜査担当係の警察官が 処理できる事件	捜査担当係の警察官が処理する 事件
少年係がある又は少年担当係5人以上	1 18歳未満の少年事件 2 高校生以下の生徒の事件	1 20歳以上の者と関連する犯罪少年事件 2 強制捜査を必要とする事件 3 集団事件 4 特定少年との関連事件	1 捜査本部を設置した事件 2 次の各号の一に該当し、署長がその都度指示した事件 (1) 殺人, 強盗, 強制性交等, 放火, 略取誘拐及びこれらと同質の事件 (2) 暴力団が介在している事件 (3) その他事件の規模, 罪質等によって, 捜査担当係に処理させることが適当であると認められる事件 3 特定少年事件
又は 人身安全・少年係がある 少年担当係3〜4人	1 18歳未満の少年事件(16歳以上の有職・無職少年の事件を除く。) 2 高校生以下の生徒の事件	1 } 2 } 同上 3 }	1 } 2 } 同上 3 特定少年事件(16歳以上の有職・無職少年の事件を含む。)
少年担当係1〜2人	1 16歳未満の少年事件(送致する触法事件及び有職・無職少年の事件を除く。) 2	1 } 2 } 同上 3 16歳以上の少年との関連事件 4 送致する触法少年事件	1 } 2 } 同上 3 16歳以上の少年事件(16歳未満の有職・無職の少年事件を含む。)